

南福祉センターシャトルバス運行管理業務委託契約書（案）

1	委託業務の名称	南福祉センターシャトルバス運行管理業務委託
2	履行場所	南福祉センター周辺地域
3	契約期間	契約締結日から令和 12 年 9 月 30 日 (地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約)
4	履行期間	令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日
5	委託料	この契約に係る各年度の委託料は、次のとおりとする。 (1) 令和 7 年度 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円) (2) 令和 8 年度 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円) (3) 令和 9 年度 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円) (4) 令和 10 年度 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円) (5) 令和 11 年度 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円) (6) 令和 12 年度 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円) 履行期間全体の執行予定額 金 円
6	契約保証金	奈良市契約規則第 23 条第 2 項第 3 号の規定により免除する

上記の業務の委託について、委託者 奈良市を発注者とし、受託者 を受注者とし、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第 1 条 発注者は、発注者が提供する車両（以下「管理車両」という。）の運行管理業務（以下「委託業務」という。）を頭書のとおり受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

(委託業務の内容)

第 2 条 受注者は、頭書の委託料をもって、頭書の委託期間内に、委託業務を別紙仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき処理しなければならない。

2 受注者は、委託業務の処理について、仕様書に明記されていない事項については、発注者の指示を受けるものとする。

3 仕様書に定める運行管理業務以外の運行を行うときは、発注者と受注者で事前に協議のうえ、別途委託料を支払うものとする。

(業務責任者)

第3条 受注者は、運転者とは別に、業務履行について管理・監督する業務責任者（業務管理者）を定め、発注者に通知するものとする。

（調査等）

第4条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況等について随時に調査し、又は報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について、必要な指示をすることができる。

（施設の使用）

第5条 受注者は、発注者の了解を得た上で、委託業務に必要と認められる範囲内で発注者所有の施設を使用することができる。

2 受注者は、施設及び管理車両に修理等の必要が生じたときは、発注者に申し出ることとし、発注者が必要性を認めたときは、発注者の負担によりこれらの修理等を行うものとする。ただし、受注者の責に帰する理由による場合は、発注者の許可を得て受注者の負担により修理等を行うものとする。

（再委託等の禁止）

第6条 受注者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第8条 受注者及びその業務の従事者（従事していた者を含む。）は、委託業務の処理上知り得た事項を他に漏らし、又は自己の利益のために使用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。この契約の終了後、又は契約が解除された場合も同様とする。

2 受注者は、委託業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合においては、別記「奈良市個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、個人情報の保護のための規定を設けなければならない。

（損害賠償）

第9条 受注者は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（業務完了の報告及び確認等）

第10条 受注者は、半期ごとに委託業務完了報告書を速やかに発注者に提出しなければならない。

（前期） 4月1日～ 9月30日

（後期） 10月1日～ 3月31日

2 発注者は、前項の報告書を受領したときは、委託業務の履行について確認し、完全に履行されていない場合は受注者に対し履行を求めるものとする。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして、発注者の確認を受けるものものとする。

（委託料の支払）

第11条 受注者は、半期ごとの委託業務の完了について発注者の確認を受けた後、以下の

とおり委託料の支払を請求するものとする。

[令和7年度]

(後期) 金 円(うち消費税等 円)

[令和8年度]

(前期) 金 円(うち消費税等 円)

(後期) 金 円(うち消費税等 円)

[令和9年度]

(前期) 金 円(うち消費税等 円)

(後期) 金 円(うち消費税等 円)

[令和10年度]

(前期) 金 円(うち消費税等 円)

(後期) 金 円(うち消費税等 円)

[令和11年度]

(前期) 金 円(うち消費税等 円)

(後期) 金 円(うち消費税等 円)

[令和12年度]

(前期) 金 円(うち消費税等 円)

2 発注者は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

3 発注者の責めに帰すべき理由により賃貸借料の支払いが遅れた場合においては、発注者は、未払金額につき遅滞日数に応じて、年2.6パーセント(政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が定める率が改正された場合は、当該改正された後の率)を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。ただし、当該額が100円未満であるときは、この限りでない。

(委託業務の内容の変更等)

第12条

1 発注者は、この契約締結後の事情により必要がある場合には、委託業務の内容を変更若しくは履行期間を変更し、又は委託業務の処理を一時中止することができることとし、この場合における委託料については運行を行うべき日数を基礎とする日割りにより計算した額(1円未満の端数があるときは、これを切捨てた額)を減じるものとする。

2 前項の規定による委託業務の内容若しくは履行期間の変更又は委託業務の処理の一時中止により受注者に生じた損害について、発注者は損害賠償の責めを負わないものとする。ただし、第16条第1項第1号又は第2号の規定により受注者がこの契約を解除した場合は、この限りではない。

3 運行計画や車両の仕様等、利用状況により変更の必要性があるものについては、発注者及び受注者協議のうえ、状況に応じて変更できるものとする。

(発注者の解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなくこの契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 委託業務の処理について、著しく誠意を欠くと明らかに認められるとき。
- (3) 前2号のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として委託料の10分の1に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。

(談合その他不正行為による解除等)

第14条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。
- (4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

(暴力団排除措置による解除等)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直

接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(8) 受注者が、契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 第13条第2項及び第3項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

(受注者の解除権)

第16条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第12条の規定により、年度ごとの委託料の合計が3分の2以上減少したとき。

(2) 第12条の規定により、中止の期間が契約期間の2分の1以上に達したとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(談合等に係る違約金)

第17条 受注者は、この契約に関して、第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かに問わず、委託料の総額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号から第3号までに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

(不可抗力の場合の免責)

第18条 天災地変その他の不可抗力により、この契約に基づく義務を履行できないときは、相互にその責を負わないものとする。

(予算の減額等による契約の変更等)

第19条 発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、受注者にこの契約の変更を申し出、又はこの契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けたときは、商慣習上相当と認められる範囲内において、発注者に損害の賠償を請求することができる。

3 前項の損害の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第20条 この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

発注者 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
奈良市長 仲川元庸

受注者

別記（契約第8条関係）

奈良市個人情報取扱特記事項

（個人情報の保護に関する条例等の遵守）

第1条 受注者は、奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）、奈良市特定個人情報保護条例（平成27年奈良市条例第30号）及び奈良市情報セキュリティ基本方針を遵守しなければならない。

（責任体制の整備）

第2条 受注者は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の安全管理について内部における責任体制を構築し、これを維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者（以下「作業責任者等」という。）を定め、個人情報を取り扱う業務（以下「業務」という。）の着手前に作業責任者等報告書（様式第1号）により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者等を変更する場合は、事前に作業責任者等変更報告書（様式第2号）により発注者に報告しなければならない。

（教育の実施）

第4条 受注者は、業務従事者にこの特記事項の内容その他個人情報の適正な取扱いに必要な事項を習得させ、その個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、業務従事者を対象とする教育及び研修を実施しなければならない。

（個人情報の漏えいの禁止）

第5条 受注者は、業務の処理において知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が満了し、又は解除若しくは解約された後においても同様とする。

（個人情報の管理）

第6条 受注者は、個人情報の適正な管理のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を収集する場合は、業務に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行うこと。
- (2) 個人情報を保管する場合は、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に行うこと。
- (3) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を業務に係る作業を行う場所（以下「作業場所」という。）から持ち出さないこと。
- (4) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (5) 事前に発注者の承認を受けて、作業場所において、かつ、業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (6) 個人情報を電子データで保管する場合は、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について定期的に点検すること。
- (7) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん又は破損その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (8) 作業場所に私用の端末機器又は電磁的記録媒体等を持ち込んで、業務に係る作業を行

わないこと。

(9) 業務に係る作業を行う端末機器に業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第7条 受注者は、収集又は作成した個人情報を業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(受渡し)

第8条 受注者は、発注者と受注者の間の個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行うとともに、発注者に個人情報預り証(様式第3号)を提出しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第9条 受注者は、業務が終了した場合は、個人情報を発注者の指定する方法により、返還し、又は廃棄しなければならない。

2 受注者は、個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った場合は個人情報消去・廃棄報告書(様式第4号)により発注者に報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第10条 受注者は、発注者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちにこれを報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査又は検査等)

第11条 発注者は、個人情報の取扱いについてこの契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかを検証するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 前項の規定による監査又は検査のほか、発注者は、受注者に個人情報の取扱いに係る情報を求め、又は指示をすることができる。

(事故時の対応)

第12条 受注者は、漏えい等の事故が発生した場合は、当該漏えい等の事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に報告し、その指示に従うとともに、漏えい等の事故報告書(様式第5号)を提出しなければならない。

2 受注者は、漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

作業責任者等報告書

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地(住所)
名称(商号)
代表者名 ④
連絡先 ()

以下のとおり報告します。

業務名			
契約年月日	年 月 日		
	所属・職位	氏名	担当業務
作業責任者			
作業従事者			

記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。

作業責任者等変更報告書

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）

名称（商号）

代表者名 ④

連絡先 （ ）

以下のとおり作業責任者等を変更しますので報告します。

業 務 名				
契約年月日	年 月 日			
	所属・職位	氏 名	担当業務	変更年月日
(変更前) 作業責任者				年 月 日
(変更後) 作業責任者				/
抹消となる 作業従事者				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
追加となる 作業従事者				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。

個人情報預り証

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）

名称（商号）

代表者名 ⑩

連絡先 ()

次のとおり個人情報を預かりました。

業務名	
契約年月日	年 月 日
記録媒体種類	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> USBメモリ <input type="checkbox"/> 外付けハードディスク <input type="checkbox"/> CD/DVD <input type="checkbox"/> その他 ()
情報の名称(内容)	
預り期間（予定）	年 月 日から 年 月 日まで
返却方法（予定）	

情報の名称(内容)には、名称のほかその情報の範囲や数量など詳細を記入すること。

返却の場合は、以下も記入すること。

返却年月日	年 月 日	受領者
-------	-------	-----

個人情報消去・破棄報告書

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）

名称（商号）

代表者名 ㊟

連絡先 ()

次のとおり個人情報の消去・破棄が完了したことを報告します。

業務名	
契約年月日	
消去・廃棄した 個人情報	
消去・廃棄年月 日	年 月 日
消去・廃棄作業 場所	
作業処理者	
消去・廃棄方法	

備考

- 1 専用ソフト等を使用して消去・廃棄した場合は、使用ソフト名を記載すること。
- 2 物理的破壊の場合は、処理方法（穿孔処理、焼却処理等）を記載すること。
- 3 消去・廃棄を第三者に委託した場合は、処理委託先の消去又は廃棄証明書を添付すること。

漏えい等の事故報告書

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）

名称（商号）

代表者名

④

連絡先

（ ）

次のとおり漏えい等の事故が発生しましたので報告します。

業務名	
契約年月日	年 月 日
①報告種別	新規報告・続報（前回報告： 年 月 日）
②事案の概要 （発覚日、発生日及び発覚に至る経緯を必ず記載すること。）	発覚日： 年 月 日 発生日： 年 月 日
③発生事実	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 漏えい <input type="checkbox"/> 改ざん <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> その他
④漏えい等した個人データ又は加工方法等情報の内容	
⑤漏えい等した個人データ又は加工方法等情報に係る本人の数	（ ）人 （発覚した時点で把握した概数を記載すること。）
⑥発生原因	
⑦二次被害（そのおそれを含む。）の有無（被害がある場合は、その内容）	

